

# お客様手続きチェックシート 離婚

## 離婚される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名・押印と証人(成年2人)の署名・押印のうえ、届出してください。(押印は任意です)
- 未成年のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と決めてください。
- 調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に申出人が届出をしてください。

※閉庁時は時間外窓口で受付できます。

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

このチェックシートを忘れずにお持ちください。

### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で  
本人確認  
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・健康保険証又は資格確認書
- ・介護保険証 ・年金手帳又は年金証書

### 代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2 代理人の方でも手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

## 離婚

に関連するおもな手続き

## 様

今立総合支所 マークのあるものは、  
総合支所でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	問合せ窓口	受付済	
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更(転入・転出・転居) ※転入・転出・転居のチェックシートも ご確認ください					
	元配偶者と同居中で、生計を別にする方	世帯分離届	※③番窓口でご相談ください				
	姓が変わる方で、マイナンバーカードまたは住民 基本台帳カードをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※パスワードが必要です		③住所・戸籍(1階) 0778-22-3001		
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります					
	姓が変わる方が、離婚後も婚姻中の姓を引き続き 称する場合	離婚の際に称していた氏を 称する届 (戸籍法77条の2の届)	※③番窓口でご相談ください		今立総合支所		
お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※③番窓口でご相談ください					
※保険証、資格確認書、受給者証等は、後日郵送します							
保険 年金	国民健康保険に加入されている方	マイナ保険証の方: 手続不要 上記以外の方: 保険証又は資格確認 書の返却	・保険証又は資格確認書		④保険・年金(1階) 0778-22-3002		
	姓が変わる方で、75歳以上の方または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい資格確認書の交付(後日郵送) 今までお使いの証の返却	・保険証又は資格確認書		今立総合支所	★	
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れ て、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入(20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	・前配偶者の勤務先の 健康保険の資格喪失連絡票		④保険・年金(1階) 0778-22-3002	今立総合支所	★
	婚姻期間中に配偶者の厚生年金の扶養(国民年金第 3号被保険者)であった20~60歳未満の方	※婚姻期間中の年金を分割できます。詳しくは年金事務所にてお手 続きください(請求期間: 離婚後2年以内)			武生年金事務所 0778-23-1126		
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳~18歳の年度末まで)	児童手当の受給者変更(認定請求、 受給事由消滅) ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ・請求者の加入医療保険がわか かるもの ・請求者のマイナンバーがわかるも の ※他に必要なものがある場合があり ます ※必要なものがそろっていても 窓口へお立ち寄りください		⑦子ども・子育て (1階) 0778-22-3006	★	
	子ども医療費受給者証をお持ちで 主たる生計維持者が変わる方(0歳~18歳の 年度末まで)	子ども医療費助成の受給者証の変更	※⑦番窓口でご相談ください		今立総合支所	★	
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※⑦番窓口でご相談ください		⑦子ども・子育て (1階) 0778-22-3006	★	
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求 ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請	※⑦番窓口でご相談ください			★	
	小学生・中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	※学校又は教育振興課にご相 談ください		教育振興課(5階) 0778-22-7452	★	
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	手帳内容の変更	・身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーカードなどマイナン バーが確認出来るもの(療育手帳以 外)			★	
	障がいサービスを受けている方	受給者証の変更	・受給者証 ・マイナンバーカードなどマイナン バーが確認出来るもの		⑨障がい福祉(1階) 0778-22-3004	★	
	重度心身障がい者の医療費受給者証を お持ちの方	受給者証の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・加入医療保険がわかるもの ・認印		今立総合支所	★	
	自立支援医療受給資格を お持ちの方	受給者証の変更	・自立支援医療受給者証 ・加入医療保険がわかるもの ・認印 ・マイナンバーカードなどマイナン バーが確認出来るもの(同一保険加 入者全員分)			★	
税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用者名義変更届	※お電話またはインターネットで 手続きできます		上下水道お客さまセ ンター (4階)0778-22-7929		
	税金等の振替口座を変更する方	振替口座の変更	・身分証明書(運転免許証など) ・口座振替を希望する口座のキャ ッシュカード(市役所でお手続きの場 合) ・お届け印(金融機関でお手続きの 場合)		⑩税の窓口(1階) 0778-22-3015 または各金融機関	★	
その他	市営住宅に入居を希望する方 または、市営住宅に同居、退去する方	市営住宅の入居の相談 市営住宅の同居、退去の手続き	※建築住宅課でご相談ください		建築住宅課(4階) 0778-22-3074	★	



## 越前市役所

〒915-8530  
越前市府中一丁目13番7号

☎ 0778-22-3000(代表)

**受付時間** あさ **8時30分** ~ 夕方 **5時**  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はおやすみです)

今立総合支所  のマークがあるものは…

今立総合支所(あいぱーく今立)でも各種手続きが可能です。  
ただし、受付できる手続きは内側の表でご確認ください。

R7.4月版